条例のあらまし

条例第三十五号) 埼玉県行政に係る基本的 な計 画 12 0 11 て議会の 議決事 件等と定め る条例 〈埼 玉県

一趣旨

の策定等に 地 方 自治 つい 法第 て 九 議会 十六条第二 \mathcal{O} 議決事件とし 項 \mathcal{O} 規 定 に て定める条例の 基づ き、県行 政 制定 に係る 基 本 的 な 画

二内容

□ 議決する計画

す 県 行 るに当たっては、 政全 般に係る政 議会 策 \mathcal{O} 及び 議決を経 施策 \mathcal{O} な 基本的 けれ ばならない。 な 方 向を定 め る計画 を策定

二 報告する計画

等するときは、 一の計画のほか、 議会に報告しなけ 県行政 \mathcal{O} 各分野に ればならない お 7) て基本的 な方向を定める計画 [を策定

三 意見の具申

変更又は廃止を必要と認めるときは、 議会は、県を取 り巻く社会経済情勢 \mathcal{O} 知事に対し 変 化 等 \mathcal{O} 理 て意見を申 由 に より、 出ることが 議 決 した 計 でき 画 \mathcal{O}

三 施行期日等

- $\left(\longrightarrow \right)$ 公布 \mathcal{O} 日 カュ ら施行 Ĺ 同 日 以降に策定される計画 適用す る。
- (___) 玉 規定を適用 条例 5 カュ 年計 施 行 す 画 \mathcal{O} る。 際現に策定され 21 は二一の 計画とし て いる計画 $\overset{--}{\longleftrightarrow}$ \mathcal{O} \mathcal{O} うち、 変更及び 埼 廃 玉 止 県長期ビジ に係 る手続及び二回 彐 ン 及 び彩 \mathcal{O} \mathcal{O}